

駐車時のアイドリングは

禁止

されています！

駐車場の設置・管理者は
看板や放送などで、駐車場利用者に
アイドリング・ストップを
呼びかける義務があります。

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」により、次のことが義務づけられています。

**運転者は、駐車中に自動車のエンジンを
止めなければなりません。** ※一部の例外を除きます。

この規定に違反すると、罰則(5万円以下の過料)に処せられることがあります。

【アイドリング・ストップの対象から除外される場合】

- 信号待ちなど道路交通法の規定により停止する場合 ○人の乗降のために停止する場合
- 冷凍車などが冷凍・冷蔵装置の動力としてエンジンを最小限使用する場合 ○その他やむを得ない場合事情があると認められる場合 など



アイドリング・ストップに御協力を



アイドリング・ストップの効果は？

乗用車で約10分間アイドリングをしなかった場合、約140ccのガソリンを節約することができます。

1年間では約51ℓのガソリンが節約でき、6,630円得になります。(130円/ℓで計算)

これを二酸化炭素に換算すると、118kg(20人が1日に排出する量に相当)の削減となります。

短時間のアイドリング・ストップでは、再始動で逆に排気ガスが増えるのでは？

エンジン始動時の排気ガスの増加は、アイドリング・ストップ20～30秒に相当するといわれています。目安として1分以上停車する場合には、アイドリング・ストップを心掛けてください。

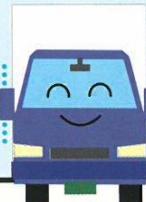
なお、信号待ちの交差点でのアイドリング・ストップは、待ち時間や渋滞等周囲の状況判断や安全面に十分注意が必要です。

アイドリング・ストップを繰り返してもバッテリーは大丈夫なの？

バッテリーの性能は良くなっていますので、人待ちや荷物の積み卸しにエンジンを停止する程度であれば問題ありません。

暖気運転は必要ではないの？

今の自動車の性能は良くなっていますので、暖気運転はほとんど必要ありません。真冬でも3分で十分といわれています。不必要的暖気運転になっていないか、再点検してみましょう。



駐車場設置・管理者はアイドリング・ストップの周知を



駐車場の設置・管理者は看板、放送、書面等により、駐車場利用者にアイドリング・ストップすべきことを周知させるよう努めなければなりません。

●駐車中は車の
エンジンを止めてください。
(県条例で義務づけられています)

看板への記載例

